



令和2年4月28日

学校教育部庶務課

市立小学校、中学校、高等学校、幼稚園の 臨時休校期間を5月31日まで再延長

埼玉県知事、埼玉県教育委員会により県立学校の臨時休校再延長が決定的となり、本市におきましても子どもの健康・安全を第一に考え、市立小学校、中学校、高等学校、幼稚園の臨時休校措置期間を下記の通り延長します。

記

- 1 内 容 (1) 市立学校(園)の休校期間を5月31日(日)まで延長します。
(2) 5月7日(木)に予定していた始業式は、6月1日(月)に、5月8日(金)に予定していた入学式は、6月2日(火)に延期します。
(3) 学校給食は6月3日(水)に開始予定です。
(4) 児童のみで家に居させることができない家庭の児童を小学校で預かります。また、放課後児童クラブについては、原則自宅保育をお願いしています。
(5) 校庭開放は今まで通り実施します。
- 2 対応窓口 (1) 感染症対策・・・学校保健課保健係 TEL048-259-7664
(2) 学校給食・・・学校保健課給食第1係 TEL048-258-1216
(3) 入学式、授業・・・指導課指導係 TEL048-259-7662
(4) 児童生徒の就学・・・学務課学事係 TEL048-258-1256
- 3 その他 今後の感染状況等により内容に変更が生じる場合があります。

問い合わせ

学校教育部庶務課庶務係 TEL048-271-9476

(受付時間) 午前8時30分から午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く)